

平成13年10月18日

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて

表記につき、都道府県等衛生主管部局に通達したのでお知らせします。
内容につきましては、添付通知（写）のとおりです。



科 発第 4 6 7 号
健総発第 6 6 号
健感発第 6 1 号
平成13年10月18日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房 厚生科学課長

健康局総務課長

結核感染症課長

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて

このたび、米国内において、多くの施設が炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等を受け取っているところであり、国内においても同様の事件発生が危惧されているところである。

厚生労働省においては、10月8日に緊急テロ対策本部を設置し、必要な対策の検討や調整を行っているところであるが、貴職における炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱い方法等については、下記（参考1としてフロー図を示した）について十分に留意の上、適切に対応されたい。

記

第1 郵便局等（郵便物の受取人が当該郵便物を発見し、郵便局に通報した場合を含む。）において炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された場合

当該郵便局等から所管の地方郵政監察局又は地区郵政監察室へ報告がされ、状況によっては、都道府県警察本部・警察署へ通報される。

貴職に対して都道府県警察本部・警察署から検査又は鑑定依頼があった場合には、炭疽菌による脅迫郵便物等が社会的にも大きな問題となっている状況に鑑み、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を開始するとともに、その旨速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室まで報告されたい。

第2 住民又は宅配業者等から炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された旨通報があった場合

住民又は宅配業者等から、都道府県・政令市・特別区の保健所等に直接通報があった場合には、当該事項について直ちに都道府県警察本部・警察署へ通報を行うよう指導されたい。

住民等又は保健所から通報を受けた都道府県警察本部・警察署では、当該発見情報を確認することとしている。その後、貴職に対して、都道府県警察本部・警察署からの検査又は鑑定依頼があった場合には、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を開始するとともに、その旨速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室まで報告されたい。

第3 上記のいずれの場合に関しても、検査又は鑑定依頼を受けた地方衛生研究所等においては、まず、P2^{※1}又はこれと同等の施設において、炭疽菌等の基本的な検査（最低限グラム染色、可能であればギムザ染色及び芽胞染色を行い、顕微鏡で炭疽菌等の存在の有無^{※2}を確認）を実施すること。（参考2として菌の同定手順の概説を示したので参照されたい。）

その結果、

- ① 「陰性」と判定される場合には、速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室に報告するとともに、必要に応じて関係方面等に情報提供すること。
- ② 「陽性」又は「陰性か否かが判定できない」場合には、~~さらに~~炭疽菌等の遺伝子解析等による検査を実施すること。
直ちに

なお、貴下地方衛生研究所等において、炭疽菌等の遺伝子解析等が実施できない場合には、近隣の地方衛生研究所等を含め、速やかに依頼可能な機関に検査を依頼すること。それでも技術的対応が困難である場合には、国立感染症研究所又は厚生労働省健康局結核感染症課に相談の上、同研究所に検体を送付し確認を依頼されたい。

また、今回の事態に緊急に対応するため、平成13年10月25日に地方衛生研究所等の担当者を対象として、「炭疽菌の検査法に関する講習会」を実施することとしているので活用されたい。

第4 上記の第1及び第2のいずれの場合においても、関係機関と連携の上、保健所等を中心として、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された際にその場所にいた全ての人をリストアップするとともに、必要に応じてそれらの方々に対し検体採取及び検体検査、消毒、炭疽菌に対する正確な情報の提供を行うこと。さらに、炭疽菌等により汚染された可能性のある場所の消毒等を適切に行うこと。

以上については、警察庁、郵政事業庁、国土交通省とも協議済みである。

なお、本通知は、炭疽菌等の生物剤への対処について示したものであり、化学剤への対処については別途適切に対応することが必要である。化学剤に関しては、都道府県警察の科学捜査研究所及び警察庁の科学警察研究所においても対応可能であることを申し添える。

第2 住民又は宅配業者等から炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された旨通報があった場合

住民又は宅配業者等から、都道府県・政令市・特別区の保健所等に直接通報があった場合には、当該事項について直ちに都道府県警察本部・警察署へ通報を行うよう指導されたい。

住民等又は保健所から通報を受けた都道府県警察本部・警察署では、当該発見情報を確認することとしている。その後、貴職に対して、都道府県警察本部・警察署からの検査又は鑑定依頼があった場合には、貴下地方衛生研究所等において速やかに検査を開始するとともに、その旨速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室まで報告されたい。

第3 上記のいずれの場合に関しても、検査又は鑑定依頼を受けた地方衛生研究所等においては、まず、P2^{※1}又はこれと同等の施設において、炭疽菌等の基本的な検査（最低限グラム染色、可能であればギムザ染色及び芽胞染色を行い、顕微鏡で炭疽菌等の存在の有無^{※2}を確認）を実施すること。（参考2として菌の同定手順の概説を示したので参照されたい。）

その結果、

- ① 「陰性」と判定される場合には、速やかに厚生労働省健康局総務課地域保健室に報告するとともに、必要に応じて関係方面等に情報提供すること。
- ② 「陽性」又は「陰性か否かが判定できない」場合には、さらに炭疽菌等の遺伝子解析等による検査を実施すること。

なお、貴下地方衛生研究所等において、炭疽菌等の遺伝子解析等が実施できない場合には、近隣の地方衛生研究所等を含め、速やかに依頼可能な機関に検査を依頼すること。それでも技術的対応が困難である場合には、国立感染症研究所又は厚生労働省健康局結核感染症課に相談の上、同研究所に検体を送付し確認を依頼されたい。

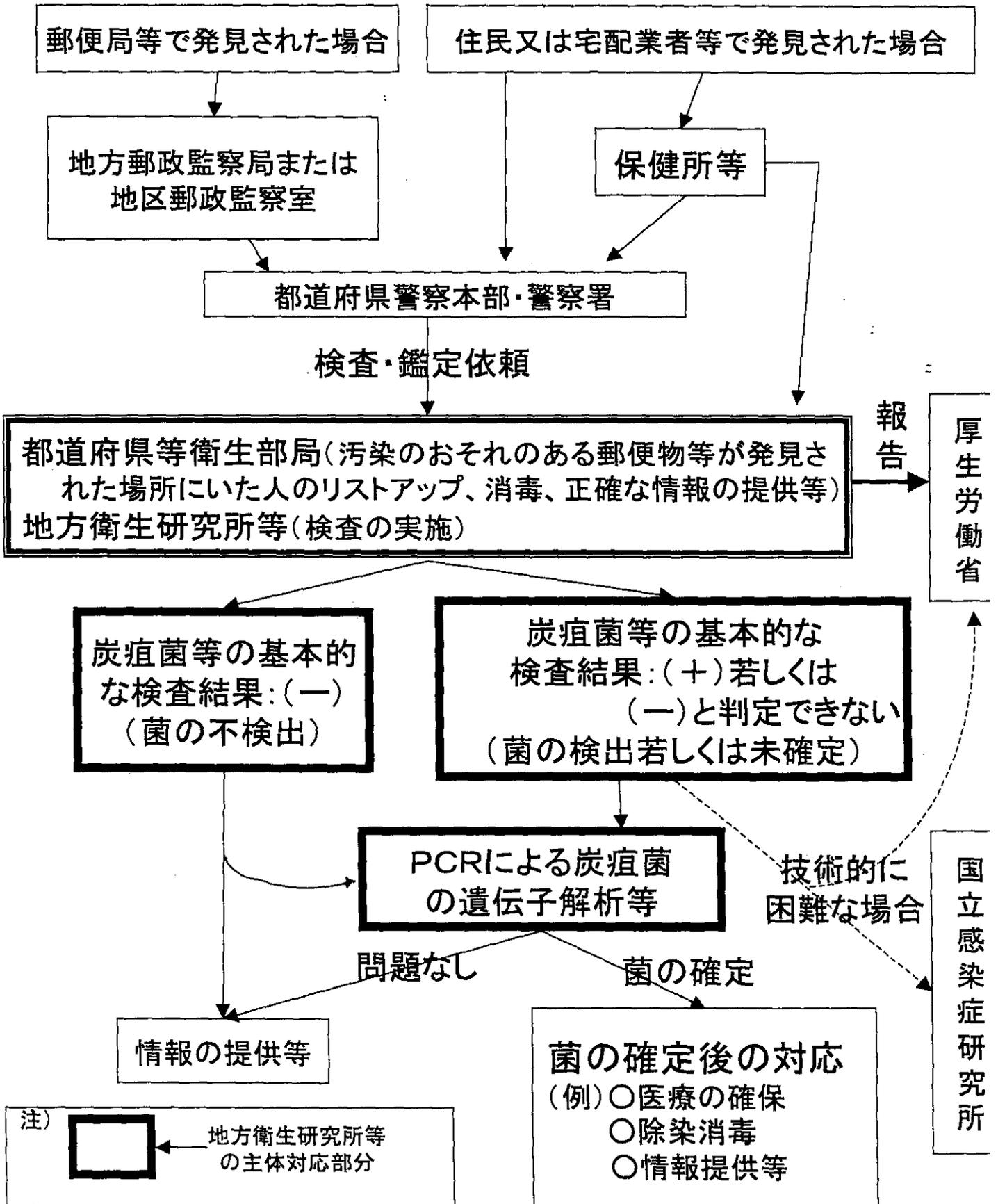
また、今回の事態に緊急に対応するため、平成13年10月25日に地方衛生研究所等の担当者を対象として、「炭疽菌の検査法に関する講習会」を実施することとしているので活用されたい。

第4 上記の第1及び第2のいずれの場合においても、関係機関と連携の上、保健所等を中心として、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等が発見された際にその場所にいた全ての人をリストアップするとともに、必要に応じてそれらの方々に対し検体採取及び検体検査、消毒、炭疽菌に対する正確な情報の提供を行うこと。さらに、炭疽菌等により汚染された可能性のある場所の消毒等を適切に行うこと。

以上については、警察庁、郵政事業庁、国土交通省とも協議済みである。

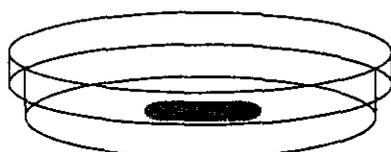
なお、本通知は、炭疽菌等の生物剤への対処について示したものであり、化学剤への対処については別途適切に対応することが必要である。化学剤に関しては、都道府県警察の科学捜査研究所及び警察庁の科学警察研究所においても対応可能であることを申し添える。

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等への対応

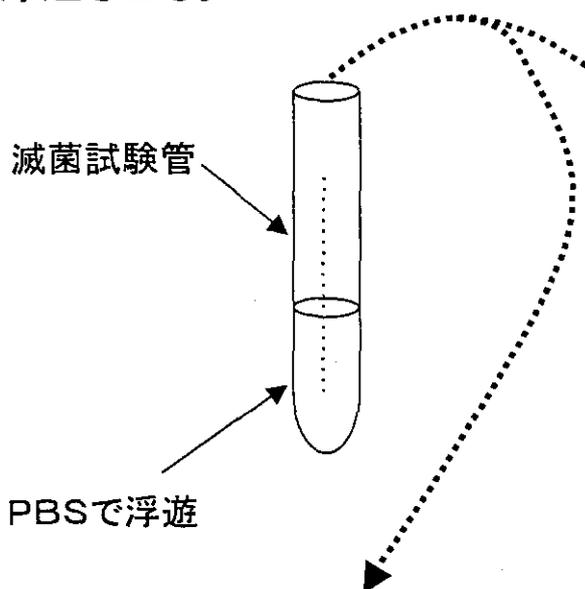


病原性細菌であることが疑われる粉末の検査方法

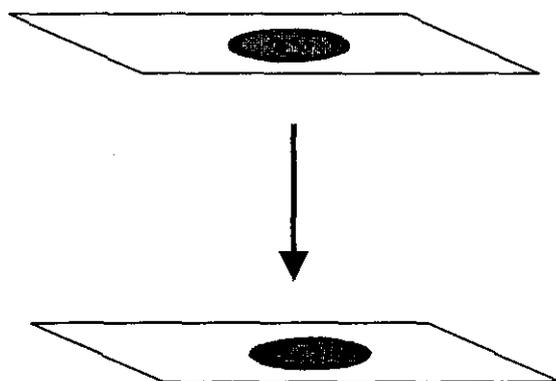
1. 粉末を集めてシャーレあるいは、チューブ(プラスチック)に入れる。



2. このごく一部を滅菌PBS(リン酸緩衝液)で浮遊させる。



3. スライドグラス上に滴下し塗抹する。



4. 一部はBHI液体培地を用いて培養し、一般的方法を用いて分離・同定を行う。

(P2を使用し、検鏡の結果、必要ならP3で)

5. スライドグラスを風乾、あるいはガスバーナー上に10cm以上離して軽く熱し乾燥させる。

(固定)



6. 3種類の染色



7. 検鏡

写真は炭疽菌(グラム陽性桿菌)
Textbook of military medicine,
Chemical and biological warfare
US Army.より引用



竹節状

8. 可能であれば残りの浮遊液をテンプレートとしてPCRを施行。
(検鏡の結果にかかわらず行う)

9. 必要であれば残りの検体(粉末)を国立感染症研究所に送付
する。(地方衛生研究所毎に)

注: 取り扱いは手袋、マスクを着け、安全
キャビネット内で慎重に行うこと